市役所は一部の部署で毎週土曜日開庁しています

障害者を虐待から守りましょう

障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた方は、障害福祉課内相談窓口「福生市障害者虐待防止センター」に通報してください。※通報や届け出をした方の情報は守られます。

【問合せ】福生市障害者虐待防止センター(障害福祉課内)☎551・1511(市役所代表)

こんな症状でお困りではないですか?

脳卒中や交通事故のあと、集中するのが難しくなった、新しいことを覚えたり、思い出したりするのが難しくなった、などの原因は、もしかしたら高次脳機能障害かもしれません。まずはご相談ください。

①【日時】11月11日㈫午後2時～4時
【相談員】作業療法士等
②【日時】11月25日㈫午後2時～4時
【相談員】社会福祉士等

〈①②共通〉
【場所】市役所
【対象】高次脳機能障害の当事者及び家族等
【申込み】10月18日㈯から障害福祉課☎551・1742へ。

高次脳機能障害についての相談・講演会を開催します

【日時】12月6日㈯午後1時30分～3時30分※相談会は3時から行います。
【場所】市役所第一棟2階第1・第2会議室
【内容】
〈講演会〉▼「高次脳機能障害と地域生活～生活から就労まで～」
【講師】当事者の方
▼「高次脳機能障害の理解～一緒に暮らすためのヒント～」
【講師】袖林秀行氏(デイサービスあさがお管理者・言語聴覚士)
〈相談会〉地域の方々の高次脳機能障害についてのご相談をお受けします。
【対象】18歳以上で高次脳機能障害に関心のある方
【定員】先着50人(相談会については先着5組)
※当日、市役所内で市内障害者施設の授産品販売を行う予定です。
【申込み】10月17日㈮から11月7日㈮の間に電話または直接、市役所1階10―1番障害福祉課☎551・1742へ。

やってみませんか 配食ボランティア募集

市内在住の虚弱な一人暮らし高齢者及び高齢世帯を対象に週2回、各拠点からお弁当をお届けする活動です。また、配食サービス車両でお弁当を市内各拠点まで運んでいただける方も募集します。※週1～2回、または月数回の活動でも構いません。

【活動日】毎週水・金曜日(祝日を除く)午前11時～午後0時30分
【拠点】市役所・わかぎりの会館・かえで会館・松林会館・熊川住宅・白梅会館・福東会館・富士見台集会所・さくら会館・福祉センター
【申込み】社会福祉協議会管理担当☎552・2121へ。

ひとりで悩まず、まず相談を

▼成年後見制度相談

成年後見制度を利用したいが、どうしたらよいかわからないときなどに、司法書士が相談に応じます。

【日時】11月13日㈭午後2時～4時
【場所】福祉センター相談室
【対象】高齢者・障害者やその家族など
【定員】先着3人※初めての方のみで、相談内容は秘密厳守
【申込み】10月20日㈪から(日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に)社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027へ。

第62回 精神保健福祉普及運動

推進標語「地域と人の結びつき」

地域社会における精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を目的に実施されます。

【期間】10月27日㈪～11月2日㈰

▼こころの健康相談

家庭・職場などでのさまざまなこころの悩みなど、こころの健康に関する相談窓口をご案内します。

市の相談窓口は、健康課が市役所1階ロビー等で実施する「健康相談」や、障害福祉課の窓口相談等で、ご本人やご家族からの相談に応じています。

また、社会福祉協議会が福祉センターで実施している「こころの相談」などのほか、以下の相談窓口もあります。こころの健康が気になったら、お早めにご相談ください。※「健康相談」「心の相談」については、2面に掲載している11月の無料相談をご参照ください。

▼精神保健相談〈相談窓口・東京都西多摩保健所(保健対策課地域保健係)〉
【内容】こころの病気について心配な本人・家族・関係者からの相談等(こころの病気かどうか、アルコール・ギャンブル・薬物依存・認知症・思春期問題等)
〈電話相談〉☎0428・22・6141へ。
〈来所相談〉電話予約のうえ、来所してください。
【受付時間】月～金曜日午前9時～午後5時

▼精神保健相談〈相談窓口・東京都立多摩総合精神保健福祉センター〉
【内容】①対人関係、こころの悩み・病気に関する相談②センターの利用に関する相談③思春期・青年期の精神保健上の問題に関する相談④薬物・アルコール等の依存症に関する相談など
〈こころの電話相談〉☎042・371・5560へ。
〈来所相談〉こころの電話相談に相談のうえ、予約してください。
【受付時間】月～金曜日午前9時～午後5時

▼東京都夜間こころの電話相談

精神的な問題で困ったときや、よく眠れない、やる気が出ない、死にたくなるなどつらいときは気軽にご利用ください。専門の相談員が対応します。

〈電話相談〉☎03・5155・5028へ。
【開設時間】午後5時～10時※受付は9時30分まで
【問合せ】保健センター☎552・0061、障害福祉課☎551・1742

「地域で暮らすはじめの一歩」町会・自治会に加入しましょう

市営住宅入居予定者(待機者)の募集

【申込書の配布・受付期間】10月23日㈭～29日㈬午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)
※日曜日は配布・受付していません。
【申込書の配布・受付場所】市役所1階北側(郵便局側)入口前特設会場
【申込方法】申込用紙に必要事項を記入し、受付場所に直接持参してください(郵送不可)。※添付する証明書類等はありません。申込用紙をその場で記入・提出したい場合は、ご家族の収入・所得額をメモ等に控えてお持ちください。
【入居時期】平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間(※この期間中にあき家が発生した場合に、当選順に入居をあっせんします。)
【共通申込資格】
①申込者本人が福生市内に引き続き1年以上(平成25年10月30日以前から)居住している成年者で、そのことが住民票で証明できること。(外国人の方は、在留資格として日本に永住・定住することが認められていることも要件となります。)ただし、平成23年10月30日以前から福生市内の同一勤務場所に引き続き3年以上正規に雇用されている場合は、市外居住者も可。
②世帯の合計所得が基準内であること。※右記の所得基準表を参照ください。
③申込者及び同居者が市・都民税、国民健康保険税を滞納していないこと。
④現に住宅に困っていることが明らかであること。※原則として不動産所有者(土地や建物の所有者で、共有持分のある方を含む)やすでに公的な住宅に入居している方は申込みができません。
⑤申込者(同居者を含む)が暴力団員でないこと。
⑥独立した生計を営み、自立した日常生活を営むことができること。
※なお、住宅の区分によって年齢等の要件が異なります。詳しくは、期間中に配布する申込書または市ホームページをご確認いただくか、まちづくり計画課住宅グループまでお問い合わせください。
【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ☎551・1961

市営住宅入居予定者(待機者)募集住宅

住宅区分	住宅名称(所在地)	申込資格	募集世帯数	間取り
一般住宅 ※2人以上世帯用	第二市営住宅1～4号棟(大字福生921)	成年者	10世帯	3DK
	第二市営住宅A・B棟(武蔵野台2-7)			
	第三市営住宅1～5号棟(武蔵野台2-13)			
	第四市営住宅A・B棟(大字熊川1108)			
高齢者住宅 ※生活協力員を配置し、入居者の安否確認や緊急時の対応、日常生活の相談等を行う高齢者に配慮した住宅です。	第二市営住宅B棟(武蔵野台2-7)	65歳以上	(単身者用)5世帯 (2人世帯用)3世帯	(単身者用)1DK (2人世帯用)2DK
	シルバーピア熊川(大字熊川254-1)			
	シルバーピア福生(大字福生2216-6)			
	シルバーピア熊川第二(大字熊川1077-12)			
	シルバーピア北田園(北田園2-12-4)			
高齢等対応住宅	第四市営住宅A・B棟(大字熊川1108)	60歳以上等	(単身者用)2世帯 (2人世帯用)2世帯	(単身者用)1DK (2人世帯用)2DK

所得基準表(家族全員の所得金額の合計)

家族人数	一般区分	〈特別世帯〉①心身障害者を含む世帯②60歳以上の世帯③小学校就学前の子どものいる世帯④原子爆弾被爆者を含む世帯⑤海外からの引揚者を含む世帯⑥ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

【市では個人住宅の耐震化を支援しています】①簡易耐震診断(無料)②耐震診断費用の一部助成(昭和56年以前に建築された木造二階建て住宅の耐震診断に対して助成)③耐震改修費用の一部助成 【問合せ】①施設課建築グループ☎551・1972、②・③まちづくり計画課計画グループ☎551・1952